

第二号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【代理人の氏名又は名称】(3)

【住所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(4)

【住所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(5)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】(6)

1【発行主体】(7)

2【募集要項】

(1)【債券の名称及び記名・無記名の別】

(2)【券面総額】

(3)【各債券の金額】

(4)【発行価格及びその総額】

(5)【利率】

(6)【償還期限】

(7)【申込期間】

(8)【申込証拠金】

(9)【払込期日】

(10)【申込取扱場所】

(11)【引受けの契約の内容】(8)

(12)【債券の管理会社】(9)

(13)【振替機関】(10)

(14)【財務上の特約】(11)

(15)【その他】(12)

3【利息支払の方法】(13)

4【償還の方法】(14)

5【元金支払場所】

6【担保又は保証に関する事項】(15)

7【債券の管理会社の職務】(16)

8【債権者集会に関する事項】(17)

9【課税上の取扱い】(18)

10【準拠法及び管轄裁判所】(19)

11【公告の方法】(20)

12【その他】(21)

第2【売出債券に関する基本事項】(22)

1【売出要項】

- (1) 【売出人】⁽²³⁾
- (2) 【売出債券の名称及び記名・無記名の別】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各債券の金額】
- (5) 【売出価格及びその総額】
- (6) 【利率】
- (7) 【償還期限】
- (8) 【売出期間】
- (9) 【受渡期日】
- (10) 【申込取扱場所】
- (11) 【売出しの委託契約の内容】⁽²⁴⁾
- (12) 【債券の管理会社】
- (13) 【振替機関】
- (14) 【財務上の特約】
- (15) 【その他】

2 【利息支払の方法】

3 【償還の方法】

4 【元利金支払場所】

5 【担保又は保証に関する事項】

6 【債券の管理会社の職務】

7 【債権者集会に関する事項】

8 【課税上の取扱い】

9 【準拠法及び管轄裁判所】

10 【公告の方法】

11 【その他】

第3 【資金調達の目的及び手取金の使途】⁽²⁵⁾

第4 【法律意見】⁽²⁶⁾

第5 【その他の記載事項】⁽²⁷⁾

第二部 【発行者情報】

第1 【募集（売出）債券の状況】⁽²⁸⁾

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度（又は事業年度）末の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

第2 【外国為替相場の推移】⁽²⁹⁾

(1) 【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

決算年月					
最高（円）					
最低（円）					
平均（円）					
期末（円）					

(2) 【最近6月間の月別為替相場の推移】

月別						
----	--	--	--	--	--	--

最高（円）						
最低（円）						
平均（円）						

(3) 【最近日の為替相場】

円（ 年 月 日）

第3 【発行者の概況】⁽³⁰⁾

1 【発行者が国である場合】

- (1) 【概要】⁽³¹⁾
- (2) 【経済】⁽³²⁾
- (3) 【貿易及び国際収支】⁽³³⁾
- (4) 【通貨・金融制度】⁽³⁴⁾
- (5) 【財政】⁽³⁵⁾
- (6) 【公債】⁽³⁶⁾
- (7) 【その他】⁽³⁷⁾

2 【発行者が地方公共団体である場合】

- (1) 【概要】⁽³⁸⁾
- (2) 【経済】
- (3) 【財政】
- (4) 【公債】
- (5) 【その他】
- (6) 【発行者の属する国の概況】⁽³⁹⁾

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

- (1) 【設立】⁽⁴⁰⁾
- (2) 【資本構成】⁽⁴¹⁾
- (3) 【組織】⁽⁴²⁾
- (4) 【業務の概況】⁽⁴³⁾
- (5) 【経理の状況】⁽⁴⁴⁾
- (6) 【その他】⁽⁴⁵⁾
- (7) 【発行者の属する国の概況】⁽⁴⁶⁾

第三部 【特別情報】

【債券及び利札の様式】⁽⁴⁷⁾

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

- a この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- b 当該届出に係る外国債等が外国債等預託証券である場合には、当該外国債等預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意⁽¹³⁾の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。

なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報があつた場合には、本様式第二部中「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等

の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」、「売出債券」、「募集（売出）債券」、「外国債券」及び「債券発行限度額」は、振替外債等に係るものを含むものとする。
また、振替外債等については、記名・無記名の別の記載を要しない。

(2) 代表者の役職氏名

発行者を代表して当該有価証券を発行する権限を有する者（以下この(2)において「代表者」という。）の役職名及び氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者で発行者から本邦における有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為を代理する権限を与えられたもの（以下この(3)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(5) 縦覧に供する場所

金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。

(6) 募集債券に関する基本事項

- a 以下の記載上の注意は、外国債券のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。
- b 第6条第1号の規定により有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）に記載しない事項がある場合には、その決定予定時期及び具体的決定方法をそれぞれ注記すること。

(7) 発行主体

当該債券の発行に直接関係のある会計名並びに当該会計における債券発行限度額の有無及びその内容等について記載すること。

(8) 引受けの契約の内容

- a 引受人の名称及び住所を記載し、元引受契約を締結した金融商品取引業者については、その旨を明示すること。
- b 引受金額及び引受けの条件（買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等）を記載すること。

(9) 債券の管理会社

契約により、債権管理に関し債権者のための行為をする職務（元利金の支払の遅延その他の債務不履行、財務上の特約又は弁済の受領の公告等に関する職務をいう。）又は発行者のための行為をする職務の委託を受けた者（以下「債券の管理会社」という。）の有無及び債券の管理会社がある場合には、その者の名称及び住所を記載し、代表会社については、その旨を明示すること。

(10) 振替機関

振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を記載すること。

(11) 財務上の特約

当該発行に係る有価証券において債権者保護のために設定されている特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与える

ものについて、その内容を記載すること。ただし、発行者が国である場合には、ネガティブ・プレッジ・クローズ（当該債券が全額償還されるまでの間において、既往又は将来の債権を担保するために抵当権、質権その他の担保権を設定する場合には、当該債券についても同等に取り扱う旨等を規定した条項）以外の事項を記載することを要しない。

(12) その他

a 当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る有価証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る有価証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

b 当該届出に係る外国債等（当該外国債等が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。⁽²⁸⁾ c 及び⁽⁴⁷⁾において「電子記録移転有価証券表示権利等」という。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第六号の五様式記載上の注意⁽⁵⁾ c、⁽¹⁷⁾ c、⁽³⁰⁾ 及び⁽³¹⁾ により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

c 以上のほか、当該発行に係る有価証券の募集について、投資者保護の観点から必要と認められる事項がある場合には、その内容について記載すること。

(13) 利息支払の方法

利息の計算期間、利息支払日等について記載すること。

(14) 償還の方法

定時償還又は随時償還の時期、償還金額及びその方法、減債基金の積立方法、元金の支払が遅延した場合の利付等について記載すること。

(15) 担保又は保証に関する事項

担保又は保証が附されている場合には、その内容、条件等について記載すること。

(16) 債券の管理会社の職務

債権管理に関する職務及び発行者のための行為をする職務の内容について記載すること。

(17) 債権者集会に関する事項

債権者集会に関する規定の有無並びに債権者集会の付議事項、招集手続、決議の方法及びその執行等について記載すること。

(18) 課税上の取扱い

利息及び償還差益についての課税上の取扱いについて記載すること。

(19) 準拠法及び管轄裁判所

当該債券の債権者を含む全当事者の権利、義務等に関し準拠する法令、当該債券に関する訴訟の管轄裁判所並びに訴訟に関する送達を受領者の名称及び住所について記載すること。なお、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」に加盟している場合には、その旨及び債務不履行があった場合における債務の強制履行の請求手続についても記載すること。

(20) 公告の方法

当該債券に関する公告を行なう場合の公告の方法について記載すること。

(21) その他

登録費用の負担等投資者保護の観点から必要と認められるその他の事項について記載すること。

(22) 売出債券に関する基本事項

- a 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。
- b 第6条第2号の規定により届出書に記載しない事項がある場合には、その決定予定時期及び具体的決定方法をそれぞれ注記すること。
- c 以下に掲げる事項を除き、「第1 募集債券に関する基本事項」における記載事項の記載内容に準じて記載すること。

(23) 売出人

売出しに係る債券の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。

(24) 売出しの委託契約の内容

- a 売出しの委託を受けた者の名称及び住所を記載すること。
- b 売出しの委託契約の内容（売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等）について記載すること。

(25) 資金調達目的及び手取金の使途

- a 当該有価証券の発行により資金を調達する目的及び手取金の使途について具体的に記載すること。なお、同一の目的又は使途のため、他から資金を調達する場合には、その調達先、金額、条件等についても記載すること。
- b 手取金の使途が特定の事業を行なうためのもの等である場合には、その事業の内容等についても記載すること。

(26) 法律意見

当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見を要約して記載すること。

(27) その他の記載事項

特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その内容について記載すること。

(28) 募集（売出）債券の状況

- a 届出書提出日前において募集又は売出しの届出をした債券（届出書提出日前において全額償還済となったものを除く。）について記載すること。
- b 法第2条第1項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、aに準じて記載すること。
- c 届出書提出日前において募集又は売出しの届出をした債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利を含み、届出書提出日前において全額償還済となったものを除く。）及び当該届出に係る債券（当該債

券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利を含む。)が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(26) cにより記載することとされている事項に準ずる事項を欄外に記載すること。

(29) 外国為替相場の推移

- a 発行する債券が外国通貨をもって表示されるものである場合には、当該外国通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
- b 平均相場とは、会計年度(又は事業年度)の各月末日における為替相場の平均額をいう。
- c 当該外国通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の会計年度(又は事業年度)及び最近6月間において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

(30) 発行者の概況

- a 以下に掲げる記載事項については、簡潔に記載すること。
- b 計数等については、表形式を用いて分かりやすく表示すること。
- c 金額は、発行者の属する国の通貨又は合衆国ドルによって記載することができる。この場合においては、本邦通貨との換算レートを記載すること。
- d 統計資料等については、その出所を記載すること。

(31) 概要

- a 位置、面積、地形、人口等について記載すること(地図等によって示しても差し支えない。)
- b 政治、外交等次に掲げる事項について、その内容を記載すること。
 - (a) 国際組織(立法、行政及び司法組織の概要)及び政党(最近5年間における選挙の結果についても記載すること。)
 - (b) 諸外国との外交関係、加入若しくは関係している国際機関(加入の時期、出資額、借入額等)又は主要な条約

(32) 経済

- a 最近の経済の動向について、その概要を記載すること。
- b 最近5年間の次に掲げる事項について、その内容を記載すること。
 - (a) 国民総生産及び国民所得の推移
 - (b) 産業構造及び主要産業の状況並びに鉱工業生産指数の推移
 - (c) 物価の動向
 - (d) 労働情勢
 - (e) 社会保障制度
 - (f) 今後の経済計画

(33) 貿易及び国際収支

- a 貿易及び国際収支の概要について記載すること。
- b 最近5年間の次に掲げる事項について、計数を示して記載すること。
 - (a) 主要品目別及び地域別の輸出入状況
 - (b) 本邦との貿易の状況
 - (c) 国際収支の状況
 - (d) 外貨準備の推移及び外国為替相場の動向
- c 外国為替管理の概要について記載すること。

(34) 通貨・金融制度

- a 通貨・金融制度及び資本市場の概要について記載すること。
- b 最近5年間の通貨総供給高及び公定歩合の推移等について記載すること。

- c 最近日現在の中央銀行の貸借対照表を掲げること。
- (35) 財政
 - a 財政制度及び租税制度の概要について記載すること。
 - b 主な政府関係機関の概要について記載すること。
 - c 最近5会計年度の一般会計の源泉別歳入及び使途別歳出（決算が確定していない場合には予算による。）について、計数を示して記載すること。また、届出書提出日を含む会計年度の一般会計の源泉別歳入及び使途別歳出予算について記載すること。
 - d 全ての特別会計及び主な政府関係機関の最近5会計年度の歳入及び歳出（決算が確定していない場合には予算による。）について、計数を示して記載すること。
 - e 減債基金制度の概要及び最近5会計年度の減債基金の繰入額、残高等について記載すること。
- (36) 公債
 - a 最近における公債発行の概要（歳入予算に占める割合等）について記載すること。
 - b 最近日現在及び最近5会計年度末の債務の残高について、内国債、外国債等に区分して記載すること。なお、国が債務保証しているものがある場合には、その保証額等についても記載すること。
 - c 最近日現在において未償還となっている内国債及び外国債について、その発行ごとに名称、発行年月、償還年月、利率、未償還額及び支払通貨名を記載すること。なお、内国債については、利率が同一である場合には、一括して記載することができる。また、当該債券が減債基金付である場合には、減債基金の積立状況について記載すること。
 - d 外国債については、直近会計年度末の残高及び今後5会計年度の元利金の支払予定額を支払通貨ごとに区分して記載すること。
 - e 外国債の元金又は利息の支払について、過去20年間ににおける支払遅延等債務不履行の有無並びに不履行があった場合には、当該不履行の内容及びその具体的な処理方法等について記載すること。
- (37) その他
 - a 最近会計年度末後届出書提出日までに生じた重要な事実の概要について記載すること。
 - b 以上のほか、投資者保護の観点から必要と認められる事項がある場合には、その内容について記載すること。
- (38) 概要

「1 概要」から「5 その他」までは、それぞれの区分に応じ、発行者が国である場合の記載内容に準じて記載すること。
- (39) 発行者の属する国の概況
 - a 発行者の属する国の政治、外交、経済、貿易及び国際収支の概要について記載すること。
 - b 当該債券の元利金の支払について発行者の属する国の保証が附されている場合には、aのほか発行者の属する国の財政及び公債の概要について記載すること。
- (40) 設立
 - a 「1 設立」から「5 経理の状況」までは、国際機関、政府関係機関等の一般的な記載事項を示したものであるため、これによりがたいものについては、これに準じて記載すること。
 - b 設立の目的・根拠、法的地位及び特権等の概要、設立年月日並びに沿革について記載すること。
 - c 本邦との関係について記載すること。

- (41) 資本構成
最近日現在の資本の構成内容、授権資本の額、出資者の明細等について記載すること。
- (42) 組織
 - a 組織及び機関の構成、権限等について記載すること。
 - b 役員の選任の資格及び方法、権限等について記載すること。
 - c 最近日現在の役員の氏名を記載すること。
- (43) 業務の概況
 - a 業務及び関係機関の概要について記載すること。
 - b 業務上の重要な協約等がある場合には、その内容について記載すること。
 - c 本邦との関係について記載すること。
- (44) 経理の状況
 - a 財務計算に関する書類について、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
 - b 最近5年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあつては、最近2年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合にあつては、最近1年間））の財務計算に関する書類を掲げること。ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近3年間の財務計算に関する書類であつて、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。
 - c 最近会計年度（又は事業年度）末の主な資産、負債及び収支の内容について記載すること。
- (45) その他
 - a 最近会計年度（又は事業年度）末後届出書提出日までに生じた重要な事実の概要について記載すること。
 - b 以上のほか、投資者保護の観点から必要と認められる事項がある場合には、その内容について記載すること。
- (46) 発行者の属する国の概況
 - a 発行者が政府関係機関等である場合には、発行者の属する国の政治、外交、経済、貿易及び国際収支の概要について記載すること。
 - b 発行者が地方公共団体に関係する機関である場合には、当該地方公共団体の概要、経済等について記載すること。
 - c 当該債券の元利金の支払について発行者の属する国又は地方公共団体の保証が附されている場合には、当該国又は地方公共団体の財政及び公債の概要について記載すること。
- (47) 債券及び利札の様式
債券及び利札の様式並びに券面に記載しようとする事項（振替外債等（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）にあつては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第69条第1項第7号に規定する通知事項）の内容について記載すること。